

## 令和 8 年第 8 回公安委員会会議録

日 時	3 月 2 6 日（木曜日） 自午後 1 時 3 0 分 至午後 4 時 1 0 分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	甲斐委員長 野口委員 小野委員 宮尾委員 吉田委員	
出席者	警察職員	警察本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長 首席監察官	

### 第 1 聴聞等についての決裁

聴聞 8 件、意見の聴取 2 3 件についての決裁（運転免許課）

### 第 2 定例会議

#### 1 令和 8 年度総合監察の実施計画等について

警察本部から、令和 8 年度における総合監察の実施項目・期間、的確な業務管理に向けた取組等について報告が行われた。

公安委員から「総合監察は、いわば弱点を見つけ出すものであるが、それにより見つけ出した弱点を補う、補強するためには、部下を『注意』するだけでなく、成長させるための『教育』が重要であり、その育成にやりがいを感じるような評価システムが必要だと思う。」旨の発言があった。

警察本部からは「総合監察の実施計画は、県警察の運営重点・推進施策と両輪となる組織運営の重要な指針であり、これらを踏まえた取組をしっかりと進め、県民の期待に応じてまいりたい。」旨の説明があった。

#### 2 「電話で『お金』詐欺」等被害防止対策事業について

警察本部から、「電話で『お金』詐欺」及び SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害防止に向けた令和 8 年度の新規事業、通称「ワルモン対策隊」の運用等について報告が行われた。

公安委員から、ワルモン対策隊の運用が熊本県防犯協会連合会に委託されることに関して「県下各地区の防犯協会も日頃から地域に密着した活動をしているので、これらとも連携して取組の効果を上げていただきたい。」旨の発言があった。

また、公安委員から「被害防止のための対策会議のようなものは定期的に行うのか。」旨の質疑があり、警察本部から「今後、業務所管課とワルモン対策隊員で構成する会議を予定しており、事業進捗の共有や住民からの要望の還元等を行うこととしている。」旨の説明があった。

このほか、公安委員から「被害が増えた要因の分析を進め、その結果を踏まえて重点的に対策を講じていく必要がある。」旨の発言があり、警察本部から「認知件数等が爆発的に増えており、詐欺の電話を遮断することが現状有効な取組の一つと捉え、今回、ワルモン対策隊の活動として『スマートフォンに実装されている通話スクリーニングの設定補助』等の取組を設けて実施することとしている。」旨の説明があった。

### 第3 報告・決裁等

- 1 熊本県監査委員による令和7年度定期監査（警察署対象）の結果に対する改善措置等の決裁（会計課）
- 2 遺失物法上の特例施設占有者の指定申請の決裁（会計課）
- 3 苦情（R7.No.29）の調査結果の決裁（地域課）
- 4 審査基準・処分基準の改定についての決裁（運転免許課）
- 5 ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況の報告（人身安全対策課）
- 6 令和8年公安委員会会議録（第3回～第5回）の決裁（公安委員会事務室）
- 7 苦情（R8.No.4）の受理の決裁